

議案第101号の参考資料

一般職給与改定案

1 一般職職員

期末・勤勉手当の支給割合

(1) 再任用職員以外の職員

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和3年度 (現行)	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月	4.45月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	
令和3年度 (改定案)	期末手当	1.275月	1.125月	2.40月	4.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	
令和4年度以降 (改定案)	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	

(2) 再任用職員

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和3年度 (現行)	期末手当	0.725月	0.725月	1.45月	2.35月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月	
令和3年度 (改定案)	期末手当	0.725月	0.625月	1.35月	2.25月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月	
令和4年度以降 (改定案)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.25月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月	

備考 適用年月日は、令和3年12月1日からとする。ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当については、令和4年4月1日からとする。

2 特定任期付職員

期末手当の支給割合

	6月期及び12月期	総支給割合
令和3年度(現行)	1.675月	3.35月
令和4年度以降(改定案)	1.625月	3.25月

備考 適用年月日は、令和4年4月1日からとする。

3 会計年度任用職員

期末手当の支給割合

	6月期及び12月期	総支給割合
令和3年度(現行)	1.275月	2.55月
特例措置	0.90月	1.80月
令和4年度以降(改定案)	1.20月	2.40月

備考 適用年月日は、令和4年4月1日からとする。